

社会福祉法人こーぶ福祉会 桜ヶ丘地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 仙台市が設置し、社会福祉法人こーぶ福祉会が受託運営する桜ヶ丘地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの専門職は、利用者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称桜ヶ丘地域包括支援センター
- (2) 所在地宮城県仙台市青葉区桜ヶ丘二丁目19番1号(みやぎ生協桜ヶ丘店1F)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 保健師又は経験ある看護師1名（常勤）
※保健師等はセンター従業員の健康管理及び業務管理を一元的に行う。
- (2) 社会福祉士1名（常勤）
- (3) 主任介護支援専門員1名（常勤）
- (4) 介護支援専門員1名以上（常勤）
- (5) 機能強化専任職員1名（常勤）
- (6) その他職員を若干名おくことができる。
※(1)～(4)職員のうち一名が管理者を兼務する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日月曜日から金曜日
ただし、祝祭日並びに12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間午前8時30分から午後5時まで
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な状態とする。

(センターの基本機能)

第6条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 地域に総合的、重層的な「地域包括ネットワーク」を構築する。（共通基盤整備）

- (2) 利用者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。
- (3) 利用者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、保険料の滞納等がある場合はこの限りではない。

- (1) 提供方法介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅又は病院等とする。
- (3) アセスメントの手順として利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接をしてその情報を収集し解決すべき課題を把握する。
- (4) サービス担当者会議について
 - 1 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅等とする。
 - 2 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関して担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (5) 担当職員による居宅訪問頻度等
 - 1 提供開始月
 - 2 提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回
 - 3 サービス評価期間が終了する月
 - 4 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (6) モニタリングの結果記録少なくとも1ヶ月に1回

(事業の委託)

第8条 センターは、介護保険法第7条第4号の介護予防支援を行うにあたって課題把握、介護予防サービス計画の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第9条 センターが介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の業務地域は、桜丘中学校区とする。

(事故発生時の対応)

第11条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に速やかに報告しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 センターについては、業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報並びに秘

密事項については、利用者又は第三者の生命、身体に危険がある場合等正当な理由がある場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（苦情対応）

第 13 条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 苦情対応には、担当職員間で真摯に検討し、再発防止に努める。また、担当職員の質的向上を図るため研修会を実施する。

（虐待の防止に関する事項）

第 14 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

附則

本規程は理事会で改廃する。

この規程は、2006 年 4 月 11 日から施行する。

この規程は、2011 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2013 年 2 月 18 日から施行する。

この規程は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2020 年 5 月 23 日から施行する（職務内容の変更）。

この規程は、2021 年 11 月 13 日から施行する（職員員数の変更、字句の修正）。

この規程は、2023 年 11 月 11 日から施行する（字句の修正）。

この規程は、2024 年 3 月 16 日から施行する（虐待防止に関する事項を追加）。

この規程は、2024 年 8 月 24 日から施行する(虐待防止に関する事項の内容の変更と追加)。